○柏市養護老人ホーム設備運営基準条例

平成24年12月26日 条例第41号

(趣旨)

第1条 この条例は、<u>老人福祉法(昭和38年法律第133号)第17条第1項</u>の規定により、<u>養護老人ホームの</u> <u>設備及び運営に関する基準</u>を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、<u>養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生</u> <u>省令第19号。以下「基準省令」という。)</u>において使用する用語の例による。

(養護老人ホームの設備及び運営に関する基準)

第3条 <u>養護老人ホームの設備及び運営に関する基準</u>については、<u>次条</u>に定めるもののほか、<u>基準省令</u> 第2条から第31条まで(<u>基準省令第18条第7項</u>を除く。)に定めるところによる。

(令3条例11·一部改正)

(入浴の機会の提供等)

第4条 養護老人ホームは、入所者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入所者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

第5条 削除

(令3条例11)

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(設備等に係る経過措置)

2 <u>児童福祉施設最低基準</u>等の一部を改正する省令(昭和62年厚生省令第12号。以下「昭和62年改正省令」という。)の施行の際現に存していた養護老人ホームについては、<u>第3条</u>の規定により適用する<u>基</u> <u>準省令第11条第3項第14号</u>の規定は、当分の間、適用しない。

(令3条例11・一部改正)

- 3 昭和62年改正省令の施行の際現に存していた養護老人ホーム(この条例の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)については、第3条の規定により適用する<u>基準省令第11条第5項第1号</u>の規定は、当分の間、適用しない。
- 4 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成18年厚生労働省令第55号)の施行の際現に存していた養護老人ホームに係る<u>第3条</u>の規定により適用する<u>基準省令第11条第4項</u>及び<u>第13条</u>の規定の適用については、<u>基準省令第11条第4項第1号ロ</u>中「10.65平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、3.3平方メートル」と,<u>第13条</u>中「1人とする。ただし,入所者への処遇上必要と認められる場合には、2人とすることができる」とあるのは「原則として2人以下とする」とする。

(虐待の防止に係る経過措置)

5 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、<u>第3条</u>の規定により適用する<u>基準省令第2条第4項</u>及び <u>第30条</u>の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とし、<u>基準省令第7条</u>の規定の適用については、<u>同条</u>中「、次に」とあるのは「,虐待の防止 のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」 とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(令3条例11·追加)

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

6 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、<u>第3条</u>の規定により適用する<u>基準省令第23条の2</u>の規定 の適用については、<u>同条</u>中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しな ければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努 めるものとする」とする。

(令3条例11・追加)

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

7 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間,第3条の規定により適用する<u>基準省令第23条第3項</u>の規定の適用については,<u>同項</u>中「講じなければ」とあるのは,「講じるよう努めなければ」とする。

(令3条例11·追加)

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

8 令和3年4月1日から起算して6月を経過する日までの間,第3条の規定により適用する<u>基準省令第29条第1項</u>の規定の適用については,<u>同項</u>中「次の各号に定める措置を講じなければ」とあるのは,「次の第1号から第3号までに定める措置を講じるとともに,次の第4号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。

(令3条例11・追加)

(感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

9 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間,<u>第3条</u>の規定により適用する<u>基準省令第24条第2項第3</u> <u>号</u>の規定にかかわらず,養護老人ホームは,その従業者又は職員に対し,感染症及び食中毒の予防及 びまん延の防止のための研修を定期的に実施するとともに,感染症の予防及びまん延の防止のための 訓練を定期的に実施するよう努めるものとする。

(令3条例11・追加)

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

10 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間,第3条の規定により適用する<u>基準省令第25条第1項</u>の規定の適用については,同項中「定めておかなければ」とあるのは,「定めておくよう努めなければ」とする。

(令6条例7·追加)

附 則(令和3年条例第11号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和6年条例第7号抄)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。